

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、空き家を解体又は利活用を検討する者が家財処分等に要する費用に対し、予算の範囲内で只見町家財処分費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、只見町補助金等の交付に関する規則（平成12年3月30日規則第4号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 空き家 町内に存する建物で、概ね1年以上居住者がいない居住の用に供する戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）をいう。

(2) 空き家バンク 只見町空き家・空き地バンク実施要綱（平成28年訓令第26号）第2条第3号に規定する空き家情報登録制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とししない。

- (1) 補助対象者及び同一世帯の者が暴力団員である場合
- (2) 既にこの要綱による補助を受けた事がある者
- (3) その他町長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費とししない。

- (1) 内容及び目的が明確でない経費
- (2) 他の補助金等の対象となっている経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として不相当と認める経費

3 家財処分等のため委託する業者は原則として、南会津郡内の業者（南会津郡内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）とする。

4 補助対象経費の合計額が、5万円未満であるものは補助金の対象とししない。

(補助金の額)

第6条 補助金の基本額は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切捨

てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回の交付を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の実施前に只見町家財処分費等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 空き家を所有又は取得した事を証明する書類
(建物登記全部事項証明書、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等)
- (4) 家財処分等にかかる見積書の写し
- (5) 町税等の納税証明書
- (6) 家財処分等に関する承諾書(申請者と住宅の所有者が異なる場合、又は共有名義の場合)
- (7) 申請者の確認ができる書類
(個人の場合は住民票の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し等)
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項各号のうち町長が当該事項について、公簿等により確認できる場合は、添付を省略することができる。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、只見町家財処分費等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(申請内容等の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)で申請の内容を変更又は中止しようとする者は、只見町家財処分費等補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付の決定を当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その内容を承認したときは、只見町家財処分費等補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更する事ができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、只見町家財処分費等実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 家財処分等に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収書の写し
- (2) 処分の状況を確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、只見町家財処分費等補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、只見町家財処分費等補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、町長が不当であると認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、只見町家財処分費等補助金交付取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、只見町家財処分費等補助金返還請求書(様式第9号)により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

補助区分	補助対象者	補助対象経費
家財処分費等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 ・ 所有する空き家を解体しようとする者 ・ 所有する空き家を町の空き家バンクに登録し、利活用しようとする者 	家財道具の搬出入、処分（ごみの処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者に委託して家財を処分する場合における委託費等）、住宅清掃、住宅に付属する建物及び工作物等の撤去、敷地内の樹木の伐採・草刈等に要する経費に係る費用

別表第2-1（第6条関係）

補助区分	補助率	限度額
家財処分費等補助金	1 / 2	20万円